

財団法人矯正協会寄附行為

(制定 明治44年9月30日)

財団法人矯正協会寄附行為

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本会は、財団法人矯正協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都中野区新井3丁目37番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、社会の福祉を増進するため、矯正行政の運営に協力するとともに、矯正活動に関する一般の認識の向上を図り、もって犯罪の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 矯正活動に関する調査研究
- (2) 矯正活動に関する刊行物の発行
- (3) 矯正活動に関する情報の提供
- (4) 矯正処遇の充実に関する協力
- (5) 刑務作業の運営に対する協力
- (6) 前号以外の矯正行政に対する協力
- (7) 国際団体及び外国の矯正関係機関との協力
- (8) 矯正活動に功績のある者の表彰
- (9) 会員の福祉の増進に関する助成

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる者で、会長に入会の申込みをし、その承認を得たものとする。

- (1) 矯正職員である者
- (2) 矯正職員であった者
- (3) 本会の職員である者
- (4) 本会の職員であった者
- (5) 本会の趣旨に賛同して本会を援助する者

(会費)

第6条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(除名)

第7条 会長は、会員が本会の会員としてふさわしくない行為をしたとき、又は会員としての義務を怠ったときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 2名
- (3) 評議員 20名以上25名以内

(会長、副会長及び理事長)

第9条 本会に、会長、副会長及び理事長を置き、理事が互選する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えがあるときは、その職務を代行する。
- 4 理事長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に差し支えがあるときは、その職務を代行する。
- 5 本会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。
- 6 前項の規定は、第3項又は第4項の規定により副会長又は理事長が会長の職務を代行する場合について準用する。

(理事)

第10条 理事は、会員及び学識経験を有する者のうちから、理事会の推薦により、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、本会の業務を執行する。ただし、特別の利害関係を有する事項については、議決権を有しない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。

(常務理事)

第11条 会長は、理事のうち3名を常務理事として選任する。

- 2 常務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐し、会長の定めるところにより、本会の常務を分担して処理する。

(監事)

第12条 監事は、理事会の推薦により、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 監事は、本会の財産及び業務の執行の状況を監査する。
- 3 監事は、評議員を兼ねることができない。

(評議員)

第13条 評議員は、会員及び学識経験を有する者のうちから、理事会の推薦によって、会長が委嘱する。

- 2 評議員は、評議員会を構成し、本会の運営その他の重要事項について、会長に助言する。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、重任は妨げない。

- 2 役員は、任期の満了又は辞任により退任した場合においても、後任者が就任するまでは、なお引き続きその職務を行うものとする。

(解任)

第15条 会長は、理事会の議決により、役員を解任することができる。

(顧問)

第16条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦によって、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 4 第14条第1項及び第15条の規定は、顧問に準用する。

第5章 理事会

(理事会)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第18条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、次の事項を議決する。

- (1) 収支予算及び事業計画
- (2) その他会長の附議する事項

(招集)

第19条 理事会は、会長が、招集する。

2 理事会の3分の1以上から会議の目的を示して理事会の招集の請求があったときは、会長は、理事会を招集しなければならない。

3 監事から会議の目的を示して理事会の招集の請求があったときも、前項と同様とする。

(議事)

第20条 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、会長が議長となり、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(書面表決)

第20条の2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(書面による議決)

第20条の3 会長は、簡易な事項又は急速を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(監事及び評議員の出席)

第21条 監事及び評議員は、理事会の許可を受けて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

第21条の2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による附議の年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名し、及び押印しなければならない。

第5章の2 評議員会

(評議員会)

第21条の3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第21条の4 評議員会は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、会長の諮問に応じて必要な事項を審議し、会長に助言する。

(議長)

第21条の5 評議員会の議長は、会議の都度、会長が指名する。

(理事及び監事の出席)

第21条の6 理事及び監事は、評議員会の許可を受けて評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(準用)

第21条の7 第19条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定及び第21条の2の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「会長」とあるのは「会長が指名した評議員」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 職員及び事務組織

(職員)

第22条 本会の事務を処理するため、所要の職員を置く。

2 本会の事務を処理するため必要があるときは、職員以外の者に事務を嘱託することができる。

(事務の分掌)

第23条 事務の分掌は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(給与及び就業条件)

第24条 職員の給与及び就業の条件は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(支部)

第25条 本会の事務を処理するため、法務省矯正局、矯正研修所、矯正管区及び本所又は本院である矯正施設の所在地に支部を置く。

2 支部に支部長を置く。

3 支部長は、会員のうちから会長が選任する。

4 支部長は、理事長の指揮監督を受けて、支部の事務を掌理する。

5 支部に顧問を置く。

6 顧問は、会員のうちから会長が選任する。

7 顧問は、支部長の諮問に応ずる。

第7章 資産及び会計

(資産)

第26条 本会の資産は、次に掲げるものから成る。

- (1) 別紙財産目録に掲げる財産
- (2) 財産から生ずる果実
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 第4条に掲げる事業に係る資産

(基本財産、運用財産)

第27条 本会の資産は、これを分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものから成り、これを処分し、又は担保に供することができる。

きない。ただし、やむを得ない理由があり、理事会の議決を経て、法務大臣の許可を得たときは、この限りでない。

- (1) 別紙財産目録第1号及び第2号に掲げる財産
- (2) 別紙財産目録第3号に掲げる財産
- (3) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

3 運用財産は、第4条第5号に掲げる事業に係る資産とそれ以外の事業に係る資産とに分け、それぞれに対応する事業の経費に充てる。

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、会長が管理する。ただし、会長が必要と認めるときは、理事長

に管理させることができる。

2 資産のうち日常の支出に必要でない現金は、日本郵政公社若しくは銀行に預け入れ、又は理事会の議決を経て信託に付して、保管するものとする。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算、決算)

第30条 本会の収支予算及び事業計画は、年度開始前に、理事会の議決を経て定め、毎年度の事業成績及び収支決算は、年度終了後3月以内に、財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得るものとする。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事の3分の2以上の同意により、法務大臣の許可を得て変更することができる。

(解散)

第32条 本会は、理事の3分の2以上の同意により、法務大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第33条 本会が解散する場合には、残余財産は、理事会の決議により、法務大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

2 第4条第5号に掲げる事業を廃止したときは、その事業に関する運用財産のうちから、その事業の運営に関し国から交付された補助金の残金及び資金造成のため交付された補助金に相当する額を国庫に返還するものとする。

第9章 雑則

(細則の制定)

第34条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の変更の際現に理事又は監事である者は、変更後の寄附行為第10条第1項又は第12条第1項の規定により、理事会及び評議員会の議決に基づいて委嘱されたものとみなす。

附 則

この寄附行為の変更は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成16年7月20日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成16年10月19日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成16年11月2日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成17年12月1日から施行する。

別 紙

財 産 目 録

1	東京都中野区新井3丁目45番10の宅地	
		1,537.17平方米
2	東京都中野区新井3丁目45番地10所在の建物	
	鉄筋コンクリート・鉄骨造 陸屋根 地下1階付4階建	
	床面積	
	1 階	801.36平方米
	2 階	673.70平方米
	3 階	673.70平方米
	4 階	654.80平方米
	地下1 階	247.54平方米
	塔 屋	22.59平方米
	合 計	3,073.69平方米
3		
(1)	国 債	200,000,000円
(2)	国 債	200,000,000円
(3)	国 債	50,000,000円
(4)	定期預金	2,534,000円
(5)	金銭信託	基本財産たる建物の減価償却引当金に相当する金額

寄附行為の変更

明治44年	9月30日	財団設立
大正11年	2月7日	寄附行為一部変更
大正11年	5月4日	寄附行為一部変更
大正11年	11月4日	寄附行為一部変更
昭和7年	5月12日	寄附行為一部変更
昭和10年	6月1日	寄附行為一部変更
昭和13年	10月22日	寄附行為一部変更
昭和16年	7月8日	寄附行為一部変更
昭和18年	12月11日	寄附行為一部変更
昭和24年	5月30日	寄附行為全文変更
昭和25年	10月11日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和26年	7月16日	寄附行為一部変更 (年度期日変更)
昭和30年	7月20日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和31年	12月19日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和32年	5月15日	寄附行為全文変更
昭和37年	7月16日	寄附行為一部変更 (第7条の2追加)
昭和37年	8月23日	寄附行為一部変更 (第2条の改正)
昭和38年	2月28日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和38年	9月17日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和39年	4月7日	寄附行為一部変更 (第5条の改正)
昭和40年	1月22日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和40年	8月6日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和47年	7月25日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和57年	2月1日	寄附行為一部変更 (基本財産)
昭和58年	4月1日	寄附行為一部変更 (第4条, 第5条, 第7条, 第7条の2, 第14条, 第18条, 第19条, 第22条, 第25条の改正及び基本財産)
昭和64年	1月4日	寄附行為一部変更 (第5条, 第6条, 第7条の2, 第12条の改正)
平成3年	12月19日	寄附行為一部変更 (第4条第6号, 第7条の2第1項及び第2項の改正並びに第7条の2第3項の削除)
平成6年	2月14日	寄附行為全文変更
平成7年	3月24日	寄附行為一部変更 (基本財産)
平成10年	3月20日	寄附行為一部変更 (第13条第1項の改正)
平成11年	4月1日	寄附行為一部変更 (1改正 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第21条, 第25条, 第26条, 第27条及び基本財産 2追加 第16条第4項, 第20条の2, 第20条の3,

第21条の2及び第五章
の2(第21条の3,第2
1条の4,第21条の5,
第21条の6及び第21
条の7))

平成13年 2月 1日

寄附行為一部変更(基本財産)

平成13年 4月 1日

寄附行為一部変更(1改正 第9条第4項及び第10
条第2項

2追加 第9条第5項及び第6項)

平成13年 6月15日

寄附行為一部変更(基本財産)

平成14年 2月 1日

寄附行為一部変更(基本財産)

平成14年 8月 1日

寄附行為一部変更(第14条第2項及び基本財産)

平成15年 6月 1日

寄附行為一部変更(第14条第2項及び第28条第
2項)

平成16年 7月20日

寄附行為一部変更(基本財産)

平成16年10月 1日

寄附行為一部変更(第25条第5項,第6項及び
第7項)

平成16年10月19日

寄附行為一部変更(基本財産)

平成16年11月 2日

寄附行為一部変更(基本財産)

平成17年12月 1日

寄附行為一部変更(基本財産)